

株券電子化で 紛失株券はどうする？

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.24

【要約】

上場会社の株券電子化に関連して「株券を紛失してしまったのだが、どうすればよい？」という質問をよく受ける。

目の前で燃えてなくなった、というようにその株券がこの世に存在しないことが事実であればともかく、基本的には、株券電子化前に紛失した株券を失効させて、新株券の交付を受けるのが無難であろう。

「どこを探しても株券が見当たらない。ただ、2009年1月の株券電子化で、どうせ上場会社の株券は「紙切れ」になるのなら、放っておいても構わないか？」

上場会社の株券電子化に関連して、こうした質問をしばしば受ける。

2009年1月に上場会社の株券電子化が予定されている。そのため、官庁、業界団体、証券会社などでは、名義の確認、証券保管振替機構（ほふり）への預託など、電子化対応を投資家に向けて呼びかけている。

ところが、株券を紛失してしまっている株主の場合、そのままでは、株主名簿の名義書換や証券保管振替機構（ほふり）への預託などの電子化対応が、そもそもできないこととなる。

もしも、その株券の名義書換を完了していないとすれば、株券電子化に当たって、いわゆる「特別口座」¹による権利保全を受けることができない。つまり、最悪の場合には、権利を喪失してしまう危険性がある。

「いや、購入したときに名義書換だけはしておいた。事実、株主総会の招集通知もきているし、配当だって受け取っている。だから、そういった心配はない。」

確かに名義書換が完了しているのであれば、株券電子化に当たって「特別口座」による権利保全を受けることが可能である。その意味では、「どうせ、株券電子化で上場会社の株券は無効になるのだから、放っておこう」という考え方もあるかもしれない。

¹ 発行会社が、証券保管振替機構（ほふり）に株券を預託していない株主の権利を保全するために、株主名簿上の名義に基づいて、信託銀行等に開設する口座のこと。手続は、あくまでも株主名簿に基づいて進められるため、名義書換を完了していない株主は、こうした権利保全を受けられないこととなる。なお、（一般の口座と異なり）特別口座で管理される株式は、権利は保全されるが、他口座への振替は大きく制限されることとなる。つまり、原則として、別途、証券会社等に口座を開設して、そちらに株式を移管しない限り、売買等は行えないこととなる。

しかし、「目の前で燃えてなくなった」というように、その株券がこの世に間違いなく存在しないのであればともかく、ただ単に「見当たらない」というだけでは、心配がなくなる訳ではないだろう。紛失したはずの株券がどこからか出てきて他人の手に渡ってしまう危険性があるからだ。

仮に、紛失した株券を不正に手に入れた者が市場で売却してしまった場合、本来の株主は、その株券を取り返すことはできなくなる可能性が高い。つまり、その株券の買い手は、売り手が正当な株主でないことを知っている（悪意）か、正当な株主でないことを知らなかったことに重大な過失がない限り、購入した株式の権利を正当に取得することとされているのである（善意取得）。

特に、市場で売買が繰り返される上場会社の株券の場合、買い手は、売り手が正当な株主かどうかを一々チェックすることは難しい。証券取引所を通じて購入したのであれば、そもそも、本当の売り手が誰なのかさえハッキリしない。

そのため、買い手が購入した株券が実は紛失株券であったとしても、買い手の権利が認められる、つまり、本来の株主は権利を失う可能性が高いのである²。このことは、本来の株主が名義書換をしている場合にも起こりうることである。

このような危険があるので、株券を紛失したまま放っておくのは、名義書換を完了していたとしても、不安が残ると言える。

「ならば、紛失株券をどうすればよい？」

株券失効制度を利用することで株券を無効にして、再発行を行うことが望ましい。具体的には次のような流れになる（次頁図表参照）。

まず、株券を紛失した株主は、発行会社（もしくは株主名簿管理人）に対して株券紛失の連絡（株券喪失登録申請）を行う。発行会社等は、紛失した株券の記番号や紛失者の氏名などを株券喪失登録簿に記載する。その際、仮に株主名簿上の記載が他人名義であれば、その旨を株主名簿上の株主（最終名義人）に通知する。

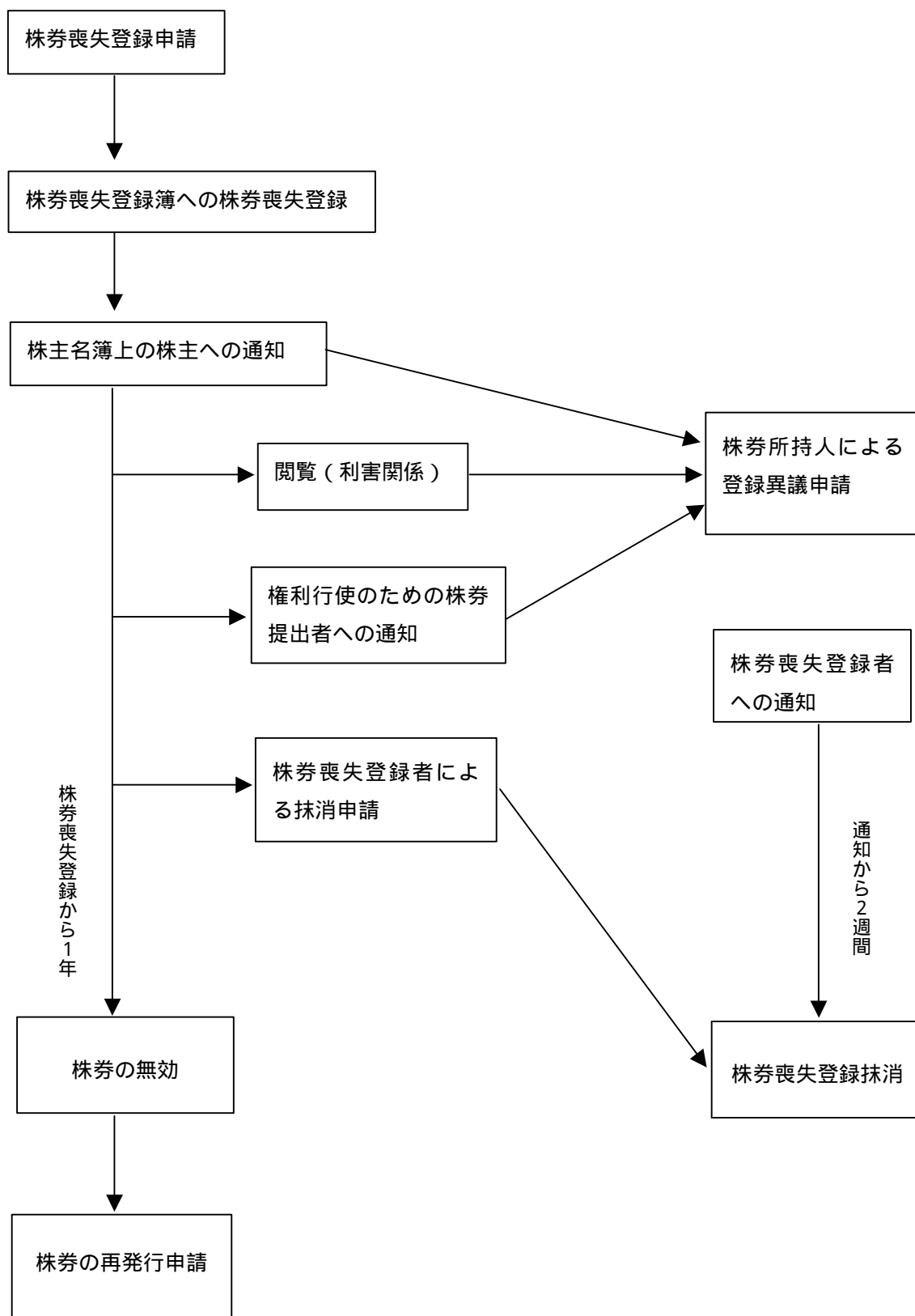
株券喪失登録が行われると、その株券について名義書換が制限される。株券喪失者が株主名簿上の名義人でない場合、最終名義人は、議決権の行使ができなくなり、配当等も制限される。

加えて、証券保管振替機構（ほふり）が運営する「株券喪失登録情報等照会システム（SITRAS）」にも登録される。その結果、証券会社を通じた売却等も制限されることとなる。

その状態で、1年間異議申し立てがなければ、その株券自体の紛失が認められる（株券の失効）。そこで株主は、改めて発行会社に対して再発行申請を行い、株主としての権利を確保することになる。

² もちろん、本来の株主は、権利を持っていないのに勝手に株券を売却した「売り手」に対して損害賠償を要求する余地はある。

図表 株券失効手続の流れ



(出所) 大和総研制度調査部作成